

最低工賃の廃止決定に関する公示

山口労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山口県学校服製造業最低工賃（令和6年山口労働局最低工賃公示第1号）を令和7年5月16日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年4月17日

山口労働局長 鈴木 輝美